

「在宅医療のオンライン診療導入促進モデル構築に向けた実証設計事業」企画提案

公募型企画競争提案説明書

1 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「在宅医療のオンライン診療導入促進モデル構築に向けた実証設計事業」の連携協定締結者について、審査により候補者を選定するために必要となる事項について定めるものである。

2 事業概要

別紙「仕様書」のとおり。

3 企画競争に付する事項

- (1) 事業の名称：在宅医療のオンライン診療導入促進モデル構築に向けた実証設計事業
- (2) 目的：在宅医療のオンライン診療導入を阻む費用面・運用面の課題を解決するため、令和8年度に予定している本格実証の効果を最大化するための実証設計を、市の財政負担を伴うことなく、民間事業者の協力のもとで実施する。
- (3) 協力要請内容：別紙「仕様書」のとおり
- (4) 実施期間：協定締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 実施場所：札幌市内

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (4) 本事業を遂行するために必要な専門的な知識、技術、経験及び実績を有する者であること。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 企画提案を求める項目

仕様書に基づき、以下の項目について提案すること。

- (1) 事業実施にあたっての基本設計（コンセプト）
- (2) 本市課題への理解と提案内容の有効性
- (3) 過去の類似実績
- (4) 事業スケジュール・執行体制
- (5) 自由提案（事業の目的達成に向けた付加価値提案等）

6 提案説明書等に関する質問

- (1) 質問書の受付
ア 提出期限：令和7年11月4日（火） 17時まで
イ 提出書類：質問書（様式1）
ウ 提出方法：電子メール
エ 提出先：上記2に記載のメールアドレス
- (2) 質問に対する回答
令和7年11月4日以降11月7日までに、札幌市ホームページにて随時掲載する。
- (3) 提出先
〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 ORE札幌ビル7階

7 参加手続き等

(1) 企画競争参加申請書等の提出

ア 提出期限：令和7年11月10日（月） 17時まで

イ 提出書類：

（ア）企画競争参加申請書（様式2）

（イ）申出書（様式3）

（ウ）直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

（エ）納税証明書（市町村税及び消費税）

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、（イ）、（ウ）、（エ）の提出は要しないものとする。

ウ 提出方法：電子メール

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和7年11月17日（月） 17時まで

イ 提出書類：企画提案書

ウ 提出方法：郵送または持参

エ 留意事項：

（ア）A4・縦・左上1ヶ所ホチキス止めとすること。

（イ）企画提案書には表紙をつけ、表題として「在宅医療のオンライン診療導入促進モデルの構築に関する実証設計事業」と記載すること。

（ウ）企画提案書は正本1部、副本8部を作成する。正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。また、正本は左上1か所ホチキス留めとし、副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。

（エ）正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。また、所在地についても、正本を除き、「北海道札幌市」など市町村までの記載とし、会社を特定できないように留意すること。

(3) 提出先

上記6(3)の提出先に同じ

8 連携事業者の選定

(1) 選定方法

本企画競争に係る実施委員会において、提出された企画提案書及び提案内容に関するプレゼンテーション審査を実施し、別表「評価基準」に基づき総合的に評価を行い、最も優れた提案を行った1者を連携事業者として選定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点の平均が60点を超える場合に事業予定者として選定する。

(2) 審査（ヒアリング審査）

1 提案者あたりプレゼンテーション15分、質疑15分。詳細は別途通知する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。

9 連携協定の締結

上記8により選定した連携事業者と協議の上、協議が整ったときは、連携協定を締結するものとする。なお、協議が不調に終わった場合や、下記11の失格要件に該当する場合には、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

10 費用負担

- (1) 本企画競争への参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 本企画競争により選定された事業者が行う協力要請は、無償での協力とする。

11 失格要件

参加資格を有することについて確認を受けた者が、以下のいずれかに該当する場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、また連携事業者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。
- (4) その他、実施委員会が不適切と判断したとき。

12 その他

(1) 著作権等に関する事項

- ア 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。
- イ 提出された企画提案書について、本市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、提案者の承諾を得た上で、無償で利用（必要な改変を含む）できるものとする。
- ウ 提案者は、札幌市に対し、企画提案書が第三者の著作権その他いかなる知的財産権も侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとする。

(2) 情報公開

提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(3) 提出書類の取扱い

提出された企画提案書等は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は原則として認めない。

(4) 内容の調整

採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、札幌市と連携事業者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

13 企画競争実施に係るスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

企画競争実施の告示	令和7年10月27日（月）
質問受付期限	令和7年11月4日（木）
質問への回答	令和7年11月7日（金）
参加申請書 提出期限	令和7年11月10日（月）
企画提案書等 提出期限	令和7年11月17日（月）
プレゼンテーション審査 選定結果通知・公表	令和7年11月21日（金）

在宅医療のオンライン診療導入促進モデル構築にむけた実証設計事業 仕様書

本仕様書は、札幌市（以下「本市」という。）が「在宅医療のオンライン診療導入促進モデル構築にむけた実証設計事業」の事業予定者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1 事業名

在宅医療のオンライン診療導入促進モデル構築にむけた実証設計事業

2 事業の目的

札幌市では、在宅医療提供体制の強化に向け、オンライン診療の活用による医師の負担軽減及び医療機関の診療効率化を目指している。

しかし、費用面や運用面の課題から多くの医療機関で導入が進んでいないのが現状である。

これらの課題を解決し、持続可能なオンライン診療モデルを構築するためには、本格的な実証を段階的に進める必要がある。

本事業は、令和8年度に実施を予定している本格実証に先立ち、その効果を最大化するための実証計画の設計を行うことを目的とする。

3 事業内容

本事業は、本市と事業予定者が相互に協力し、以下の項目を実施する。

(1) 実証の全体設計

ア 実証における運用モデルと対象患者像の定義

本事業で前提とする、D to P with N型のオンライン診療について、具体的な運用モデル及び対象とする患者の条件を定義する。運用モデルには、少なくとも以下の内容を含むものとする。

(ア) オンライン診療の実施類型

・ 居宅型

訪問看護師が患者の居宅に訪問し、医師と繋いで診療を行うモデル

・ 施設型

訪問看護師又は施設等の看護師が、入所する患者を医師を繋いで診療を行うモデル

(イ) 診療の場面（ユースケース）

例：定期的な病状確認、看取り期のケア、緊急時の判断補助など、どのような場面で活用するのか

(ウ) 対象とする患者の条件

例：対象疾患、重症度など

イ 上記運用モデルに基づく実施フローと役割分担の整理

上記で定義した運用モデルを基に、実証における一連の実施の流れ（実施

フロー）、関係者（医師、看護師、市、事業者等）の詳細な役割分担を整理する。

(2) 関係機関との調整支援

- 医療機関や訪問看護ステーション等に対するヒアリングの実施支援
本市と共同でヒアリングを実施し、専門的な観点から助言を行う。
- 協力医療機関等を対象とした事業説明会の企画・運営
本市が主催する事業説明会について、企画、説明資料の作成、当日の運営を支援する。
- 参加医療機関等との連携協定の検討・作成支援
実証協力体制を構築するための連携協定の内容検討及び資料作成を支援する。

(3) ICT環境の整備検討

- ICT機器・診療用機器の選定基準の整理
実証協力予定の医療機関の医師へのヒアリング結果を基に、オンライン診療の実施に推奨されるICT機器及び診療用機器のスペックや機能、選定理由を整理する。
- システムの機能要件の整理
予約、問診、診療（ビデオ通話）、記録、処方等の各機能に求められる要件を定義する。
- 通信環境の要件整理及び調査
オンライン診療の実施に必要な通信環境の要件を整理し、札幌市内の既存通信インフラの活用可能性を調査する。

(4) 基本マニュアル（案）の作成

本格実証の骨子として、以下を定める。なお、詳細な操作手順書等は、次年度の本格実証段階において、実際の運用を踏まえ作成することを想定する。

- 主要実施フローのポイント整理
実証に向けた居宅型・施設型別の実施の流れと、その重要ポイントを整理した資料を作成する。
- 基本的な操作の流れの整理
医療機関向け、及び看護師・患者向けの基本的なシステムの操作の流れを整理した資料を作成する。

(5) 効果検証の枠組み設計

- 効果検証のための評価項目・指標の設計
診療時間や移動時間等に関する定量的評価、及び医師・看護師等へのヒアリングに基づく定性的評価のための、具体的な評価項目と指標（KPI）を設計する。
- 収益性シミュレーションの分析フレームワーク構築支援
診療報酬及び導入コスト、ランニング費用を踏まえ、医療機関の収益性を分

析・シミュレーションするための枠組み（フレームワーク）の構築を支援する。

(6) 実証計画書（案）の作成

- 本事業の成果を統合し、次年度の本格実証の実施に向けた計画書を作成する。

4 成果物

事業予定者は、本事業の成果として下記の書類を本市に提出するものとする。作成にあたり、事業予定者のみで内容を確定できない項目については、本市と協議の上で作成すること。

(1) 実証設計に係る報告書

本事業の(1)～(3)及び(5)で実施した設計、検討、調整等の結果を統合した報告書。

- 実証の全体設計・評価に関する事項
- ICT環境に関する事項

(2) 基本マニュアル（案）

本事業の(4)に基づき作成する、実証の骨子となる手順書一式。

- 主要実施フローのポイント整理資料
- 基本的な操作の流れを整理した資料

(3) 実証計画書（案）

本事業の成果を基に、次年度に実施する本格実証の全体計画を具体的に示したもの。

- 実証の全体像（協力医療機関名、スケジュール等）
- 実証の実施体制（役割分担等）
- 評価方法（評価指標、目標値等）
- 概算費用

5 協定締結期限

協定締結の日から令和8年3月31日（水）までとする。ただし、本市と協議のうえ双方合意により、本協定有効期限を短縮又は延長することができる。

6 特記事項

(1) 事業の実施体制

事業予定者は、事業開始にあたり、事業の責任者及び担当者を定め、書面によ

り本市に報告すること。また、本事業の進捗状況を本市が常に把握できるように、連絡体制を明確にすること。

(2) 秘密保持

- ア 事業予定者は、本事業上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を、本市の事前の承諾なく、本事以外の目的に使用し、または第三者に開示、漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- イ 事業予定者は、秘密情報の漏洩、紛失、盗難等を防止するため、善良なる管理者の注意をもって適切な管理を行わなければならない。
- ウ 本市から指示があった場合、事業予定者は秘密情報を含む資料等を速やかに返却または破棄しなければならない。

(3) 個人情報の取扱い

本事業において個人情報を取り扱う場合は、別途定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、適切に管理すること。

(4) 成果物の取扱い及び著作権等

ア 検査及び修正

本市は、納入された成果物が本仕様書の記載内容に適合しないと判断した場合、事業予定者に対し修正を求めることができる。事業予定者は、その責任において速やかに修正を行わなければならない。

イ 著作権の帰属

本事業によって生じる成果物に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって、本市に無償で譲渡されるものとする。

ウ 著作者人格権

事業予定者は、成果物に関して著作者人格権を行使しないものとする。

エ 成果物の利用許諾: 事業予定者は、本事業で得られた知見やノウハウ等を本事業以外の目的で利用しようとする場合、あらかじめ本市と協議し、書面による承諾を得なければならない。

オ 第三者の権利侵害の禁止

事業予定者は、成果物が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証するものとし、万一、第三者との間で権利侵害に関する紛争が生じた場合は、事業予定者の責任と負担においてこれを解決すること。

(5) 損害賠償

事業予定者は、その責めに帰すべき事由により本市に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(6) 疑義の協議

本仕様書に定めのない事項、または本仕様書の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本市と事業予定者が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

(7) 環境への配慮

本事業においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

評価項目及び評価基準表

業務名： 在宅医療のオンライン診療導入促進モデル構築に向けた実証設計事業

1. 評価方法

企画提案書の内容及びプレゼンテーション（ヒアリング審査）の内容を、各評価項目に基づき、審査員が5段階で評価（特に優れている：5点、優れている：4点、普通：3点、やや不十分：2点、不十分：1点）し、各評価項目の合計点（評価点×配点係数）が最も高い提案者を連携事業者として選定する。

2. 評価項目

評価項目 (大項目)	評価項目 (小項目)	評価の視点	配点	係数	特に 優れて いる	優 れて いる	普 通	や や 不 十 分	不 十 分
(1) 取組姿勢 (15点)	ア 協働姿勢・熱意	・本事業に積極的に取り組む姿勢や熱意が感じられるか。 ・市と協働し、共に課題解決に向かうパートナーとしての姿勢があるか。	15	×3	5	4	3	2	1
(2) 企画提案力 (40点)	ア 本市の課題認識	・札幌市の在宅医療が抱える課題（医師の負担、医療機関の経営、地域特性等）を深く、かつ多角的に理解しているか。	20	×4	5	4	3	2	1
	イ 提案の目的適合性 ・論理性	・本業務の目的を正しく理解し、提案全体の基本方針（コンセプト）が目的に合致しているか。 ・課題認識から提案内容に至るまでのプロセスに、一貫性があり、論理的であるか。 ・特定の事業者やシステムに依存しない、公平・中立な視点で本市の課題解決に資する提案となっているか。（次年度の本格実証に向けた自社のアピールに終始する提案となっていないか。）	20	×4	5	4	3	2	1
(3) 実現性・実施体制（30点）	ア 業務工程の具体性・実現性	・協力要請内容（仕様書）の各項目を達成するための業務工程（スケジュール）が、具体的かつ現実的であるか。	20	×4	5	4	3	2	1
	イ 実施体制の適切性	・本業務を円滑かつ着実に遂行できる、専門性と経験を有する人員配置となっているか。 ・市や医療機関等、関係者との円滑な連携体制が想定されているか。	10	×2	5	4	3	2	1
(4) 専門性・実績（10点）	ア 関連業務の実績	・オンライン診療導入支援、医療機関向けコンサルティング、自治体との連携事業など、本業務に関連する実績を有しているか。	5	×1	5	4	3	2	1
	イ 特定分野の実績	・本事業の前提となるD to P with Nモデルでのオンライン診療導入支援業務の実績を有しているか。	5	×1	5	4	3	2	1
(5) 付加価値 (5点)	ア 提案の独自性 (自由提案)	・必須業務に加え、事業効果をさらに高めるための付加価値の高い提案（他都市の事例調査、国の補助金活用案等）が含まれているか。	5	×1	5	4	3	2	1
合計（委員1人あたり）			100						